

成年後見制度って知っていますか？

今回は実際に申立てをした人の話を聞いてみましょう！



【Aさん(妻)ご夫妻の事例】

①親族は道外で、今後のことが心配と思っていた時に、私が癌だと診断されました。夫は要介護1の認知症。私が亡くなった後の夫のことが心配でした。

②自分の物忘れも心配だったので、自分と夫の代理人をつけたほうが安心だと思い、申立て手続きをしました。

③お金も多少かかりましたが、いろんな手続きを相談しながらしてもらったことは本当に助かりました。*下記参照



④みんなこのような制度を知らない人ばかりなので少しでも知ってほしいです。

《Aさんご夫妻の支援内容》 *あくまでもAさんご夫妻の内容です

- ①マンションを引き払う際の手続き…高く請求されたのですが、代理人との交渉で安くなりました。
- ②年金関係の手続き等…未払いのものがあつたため手続きしてもらいました。
- ③医師からの説明を一緒に聞く…自分なりに心構えしていましたが一緒に考えてもらい安心できました。
- ④入院費や施設費用の支払い…二人の金銭状況を把握してくれていました。
- ⑤葬儀のこと…毎月お寺参りをされていて、お寺さんに相談していましたが、子どももいないので、代理人の方も相談相手になってくれて安心でした。

Aさんご夫妻は亡くなりましたが、このメッセージを住民や関係機関の方のために使ってほしいと言われておりましたので、作成しております。

永山地域包括支援センター

☎ 40-2323 📠 40-2340

裏面へ→

【成年後見制度の申し立ての流れ】

① 本人の診断書をとります

医師より「診断書（成年後見用）」をとり、**後見・保佐・補助**のいずれに該当するかを判断します

診断書料（成年後見用）
3千円から1万円程度



② 申立人と後见人候補者を検討します

【申立人になれる人】

- 本人、配偶者、四親等内の親族
- 市町村長、検察官
- 後见人、任意後見受任者など

【後见人になれる人】

- 本人の親族 ●法律、福祉の専門家
- 市民、知人、法人など

- * 複数の人がなることもできます
- * 申立のときに候補者はいない場合でも申立は可能
- * 最終的には**家庭裁判所が適任者を選任**します

③ 申し立てに必要な書類の準備をします

申し立てに必要な書類（申立書、親族関係図など）や用意する書類（戸籍謄本、診断書等）の作成を行います。

申し立ての手続きに不安のある方は、弁護士や司法書士等法律の専門家に代行を依頼することもできます。（別途費用必要）

- * 申し立てに必要な費用
- ・ 診断書料…**3千円～1万円**
- ・ 収入印紙、郵便切手、登記嘱託料…**1万円前後**
- ・ 鑑定費用（必要な場合）…**5～10万円**

④ 家庭裁判所に申し立てます

本人の面接や親族等の意向確認など行います

⑤ 審判が出ます

審判書を受け取った後、2週間以内に不服申立てがなかった場合、審判確定となります

* 後见人への報酬は、本人の資力や後見内容によって家庭裁判所が決定します。

⑥ 後見がはじまります

成年後見制度等のご相談は
永山地域包括支援センター（TEL 40-2323）
または**旭川成年後見支援センター**（TEL 23-1003）
までお願いします。

